

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年6月7日

京都府知事様



提出者

住所 京都府舞鶴市字北吸1044番地

氏名 舞鶴市

舞鶴市長 多々見 良三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0773-77-2030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	舞鶴市上下水道部西浄化センター
事業場の所在地	京都府舞鶴市字松陰小字鳴崎29番地
事業の種類	下水道処理施設維持管理業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	20,759 t	全処理委託量	2,508 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	2,508 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	18,252 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 下水汚泥)

有 償 物 量
不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量
② 0t

自ら直接 再生利用した量
③ 0t

排 出 量
① 16,052t

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
④ 16,044t

項目	実績値
①排出量	16,052t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	13,802t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑪全處理委託量	2,250t
⑫優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑬再生利用業者への処理委託量	2,250t
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	0t

自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0t
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0t
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑫ 2,250t
自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 2,242t
自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 13,802t
直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩ 2,250t
自ら熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑪ 0t

(第2面-1)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)

有 傷 物 量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量
② 0t

排 出 量
① 0.210t

項目	実績値
①排出量	0.210t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.210t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.088t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	0.122t

自ら直接 再生利用した量	② 0t	自ら中間処理した後 再生利用した量	③ 0t
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④ 0t	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑤ 0t
自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 0t	自ら中間処理認定 業者への処理委託量	⑦ 0t
④のうち熱回収 を行った量	⑧ 0t	自ら中間処理による 減量した量	⑨ 0t
自ら中間処理した後 中間処理した自ら 処理委託量	⑩ 0.210t	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑪ 0.122t

自ら中間処理した後 再生利用した量	③ 0t	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ 0.088t
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑤ 0t	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑬ 0t
自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 0t	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭ 0.122t
④のうち熱回収 を行った量	⑧ 0t		

(第2面-2)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ガラス・陶磁器くず)

有 備 物 量
不要物等発生量

不	要	物	等	発	生

排 出 量
① 0.008t

排 出 量
① 0.008t

項目	実績値
①排出量	0.008t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら中間処理により減量した量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑪処理委託量	0.008t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	0t

④自ら中間処理した量	⑥自ら中間処理した後の残さ量
④ 0t	⑥ 0t
⑤自ら中間処理により減量した量	⑦自ら中間処理により減量した量
⑤ 0t	⑦ 0t
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩自ら中間処理により減量した量
⑨ 0t	⑩ 0.008t
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑪ 0t	⑫ 0t
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 0t	⑭ 0t

⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑧ 0t	⑩ 0t
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑪ 0t	⑫ 0t
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 0t	⑭ 0t

(第2面-3)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず)

有 備 物 量
不要物等発生量

不 妨 物 等 発 生 量
0t

排 出 量
① 0.180t

自ら直接 再生利用した量
② 0t

項目	実績値
①排出量	0.180t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら中間処理により減量した量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑪全処理委託量	0.180t
⑬優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑭再生利用業者への処理委託量	0.180t
⑮熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑯熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
③ 0t

項目	実績値
④自ら中間処理した量	④ 0t
⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 0t
⑩のうち熱回収を行った量	⑩ 0t
⑦自ら中間処理により減量した量	⑦ 0t
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ 0.180t
⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫ 0t
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬ 0t
⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑭ 0t
⑮のうち再生利用業者への処理委託量	⑮ 0t
⑯のうち熱回収を行う業者への処理委託量	⑯ 0t

項目	実績値
⑧自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0t
⑪のうち再生利用業者への処理委託量	⑪ 0.180t
⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫ 0t
⑬のうち熱回収を行う業者への処理委託量	⑬ 0t
⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑭ 0t
⑮のうち再生利用業者への処理委託量	⑮ 0t
⑯のうち熱回収を行う業者への処理委託量	⑯ 0t

(第2面 - 4)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：螢光灯・乾電池)

有償物量
不要物等発生量

自ら直接再生利用した量
② 0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③ 0t

排出量	実績値
② 0.044t	④ 0t

項目	実績値
①排出量	0.044t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑪全処理委託量	0.044t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.044t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理した後再生利用した量	⑧ 0t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨ 0t
自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 0t
④のうち熱回収を行った量	⑤ 0t
自ら中間処理により減量した量	⑦ 0t
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩ 0.044t
⑪のうち熱回収認定業者以外の業者への熱回収を行う業者への処理委託量	⑫ 0t
⑪のうち優良認定業者への処理委託量	⑬ 0t

(第2面-5)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。